

規制の事後評価書

法令の名称：金融商品取引法施行令第2条の十二、企業内容等の
開示に関する内閣府令第19条

規制の名称：株式報酬に係る開示規制の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：企画市場局企業開示課

評価実施時期：令和6年6月28日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

近年、企業価値向上に向けて、経営陣にインセンティブを付与するための業績連動報酬の導入が広がっているところであるが、規制の事前評価時は、株式報酬としてストック・オプション（新株予約権証券のうち会社法第236条第1項第6号に掲げる事項が定められているものをいう。以下同じ。）を交付するのではなく、譲渡制限付株式を交付する企業が増加していた。

金融商品取引法上、有価証券（株式、新株予約権証券、等）を株式報酬として交付する場合、一般的に募集又は売出しに該当し、その発行価額又は売出価額の総額が1億円以上である場合には、発行会社は有価証券届出書の提出義務がある（金融商品取引法第4条第1項）。

ただし、株式報酬であるストック・オプションについては、交付の相手方が発行会社及び当該発行会社の完全子会社等の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人（以下「取締役等」という。）である場合には、当該取締役等は当該ストック・オプションに関する情報及びその発行会社に関する情報を既に取得し、又は容易に取得することができると考えられることから、当該提出義務は免除され（金融商品取引法第4条第1項第1号、金融商品取引法施行令第2条の12）、その代わりに臨時報告書を提出することとされている（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2）。

その一方、株式報酬として取締役等に交付される譲渡制限付株式については、有価証券届出書の提出義務を免除する規定はなかった。

いずれも株式報酬であり、投資者保護上の問題がないと考えられることを踏まえると、譲渡制限付株式を取締役等に交付する場合についても、ストック・オプションと同様に金融商品取引法第4条第1項第1号の要件を満たし、有価証券届出書の提出義務を課す必要はないと考えられることから、株式報酬に係る開示規制の見直しを行ったところである。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

< 遵守費用の概況（新設・拡充のみ） >

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

< 行政費用の概況 >

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

< 規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ） >

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
業績連動報酬の導入 促進による企業価値 の向上	事前評価時	規制の見直しにより、下記<負担>で示すとおり、有価証券届出書の作成に係る作業及び費用負担が削減されることとなり、企業においては、より一層業績連動報酬の導入が促進されることで、企業価値の向上が図られると想定された。 〈株式報酬に係る譲渡制限付株式の交付に係る有価証券届出書件数〉 平成 28 年：3 件、平成 29 年：33 件、平成 30 年：74 件
	事後評価時	事前評価時に見込んだとおりの費用負担の削減が図られており、企業のより一層の取り組みが図られていると考えられる。他方、企業価値の向上という効果の性質から、当該規制の見直しにより生じた効果のみを抜き出して定量化することは困難である。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
人件費、監査費用等に要する費用	事前評価時	一定の要件（発行会社及び当該発行会社の完全子会社等の取締役等を取得勧誘の相手方とし、取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後三月（外国会社にあつては六月）を超える期間、譲渡が禁止される旨の制限が当該株式に付されていること。）を満たす場合、報酬としての譲渡制限付株式の交付に係る有価証券届出書の作成・提出に伴う費用が減少すると想定されていた。 具体的には、有価証券届出書においては、企業情報や財務情報等の網羅的な記載に加え、会計監査が必要であるところ、臨時報告書においては、当該株式交付に係る項目（銘柄、発行数、発行価額等）に限定した記載であるため、人件費や監査費用等の削減が見込まれていた。 〈株式報酬に係る譲渡制限付株式の交付に係る有価証券届出書件数〉 平成 28 年：3 件、平成 29 年：33 件、平成 30 年：74 件
	事後評価時	事前評価時に想定されなかった費用負担等は発生していない。 また、当該規制緩和後、有価証券届出書に代わって作成・提出される臨時報告書の件数は増加しており、人件費や監査費用等は削減されたと考えられる。 〈株式報酬に係る譲渡制限付株式の交付に係る臨時報告書件数〉 平成 31 年：6 件、令和 2 年：12 件、令和 3 年：18 件 令和 4 年：37 件、令和 5 年：57 件、令和 6 年：38 件 ※令和 6 年は、同年 4 月末までの提出件数

■行政費用

		算出方法と数値								
有価証券届出書に係る事前審査等に伴う費用	事前評価時	有価証券届出書の審査では、有価証券届出書の内容が法令の要件を満たしているかについて審査を行うとともに、仮に不備があった場合には、訂正届出書の提出を求める等の作業が発生することになるが、臨時報告書の審査では、主として、株主総会における決議事項がある場合に、臨時報告書が遅滞なく提出されているかの確認を行うのみであるため、事前審査等に係る人件費（※）の減少が見込まれる。 （※）当該有価証券届出書に係る 1 件あたりの平均作業時間は 6 時間であり、1 時間あたりの平均作業単価は 2,600 円であることから、1 件あたりの行政費用は、15,600 円となり、平成 30 年では、15,600 円×74 件＝1,154,400 円の行政費用が発生しているものと推定される。 （注）行政費用の算出に用いた平均作業時間、平均作業単価については、内部調査により試算したもの。								
	事後評価時	事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していない。 また、当該規制緩和後、有価証券届出書に代わって出される臨時報告書の件数は増加しており、事前審査等に係る人件費は削減されたと考えられる。 〈株式報酬に係る譲渡制限付株式の交付に係る臨時報告書件数〉 平成 31 年：6 件、令和 2 年：12 件、令和 3 年：18 件 令和 4 年：37 件、令和 5 年：57 件、令和 6 年：38 件 ※令和 6 年は、同年 4 月末までの提出件数								
■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ） <table> <tr> <th colspan="2"></th><th>算出方法と数値</th></tr> <tr> <td rowspan="2">—</td><td>事前評価時</td><td>—</td></tr> <tr> <td>事後評価時</td><td>—</td></tr> </table>					算出方法と数値	—	事前評価時	—	事後評価時	—
		算出方法と数値								
—	事前評価時	—								
	事後評価時	—								
■その他の負担 —										

3 考察

規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。

なお、規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていないものと考えられるものの、株式報酬の具体的な交付方法は企業の事情に応じて多様化しているため、今後も必要に応じて見直しを検討していく。